子どもとその家庭、妊産婦等に対する支援体制の強化

各区役所福祉事務所子育て支援課に、「子ども家庭総合支援拠点」機能を設置するとともに、 必要な人員を増員(増員人数6人【葵区2人、駿河区2人、清水区2人】※いずれも正規職員)します。

【子ども家庭総合支援拠点とは】

福祉分野と母子保健分野とが一体となって、子どもとその家庭、妊産婦等を対象に相談対応や養育支援などを行うとともに、児童相談所などとも連携しながら、特に要支援児童等に対する支援を行う拠点



・市民の身近な相談窓口として、児童相談所など関係機関と連携しながら、<u>支援が必要な家庭</u>の早期発見から虐待の未然防止、再発防止に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

【令和3年度】

各区役所子育て支援課

・家庭児童相談等

 ・要保護児童対策・地域協議会運営・養育支援訪問・妊産婦相談等

児童相談所・保健福祉センターなど

【令和4年度】

各区役所子育て支援課 【子ども家庭総合支援拠点】

子育て世代包括支援センター

総括

子ども未来局子ども家庭課

【体制強化のための業務移管】

- ・子育て世代包括支援センターの移管
- ・要保護児童対策地域協議会運営
- ·養育支援訪問
- ・妊産婦相談 等

【新規事業等】

- ・妊産婦への福祉的支援実施
- ◇・アウトリーチによる地域連携等

児童相談所・ 保健福祉センターなど